

第 号議案 一般会計補正予算（第9号）  
子育て世帯未来応援給付事業について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する10万円相当の給付金のうち、当初は、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人一律5万円を先行支給する予定であった。

しかしながら、子育て用品に使えるクーポン5万円分について、国が方針を改め、先行支給の5万円と合わせた10万円の現金一括支給を選択可能としたため、10万円を現金一括で支給し、対象世帯に迅速な支援を行う。

2 支給対象者

- (1) 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者
  - (2) 令和3年9月生まれで、令和3年10月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者
  - (3) 令和3年9月30日時点で高校生の児童の保護者
- ※ ただし、保護者の所得が児童手当（本則給付）の所得制限の限度額未満に限る
- (4) 10月以降令和4年3月31日までに生まれ、児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者

3 給付額

対象児童1人につき10万円  
（補正予算第7号による5万円を含む。）

4 給付金の申請及び受給の方法

- (1) 児童手当受給者へ給付金の案内を郵送する。（12月9日発送済み→「10万円一括給付のお知らせ」を12月23日に追加発送）
- (2) 児童手当受給者は申請不要（ただし、保護者が公務員の場合や児童が高校生の場合は申請が必要）

- (3) 支給決定通知を郵送する。
- (4) 児童手当受給者は受給口座へ振込、申請が必要な方は申し出のあった口座へ振込

## 5 補正予算額

- (1) 歳出 525,450千円

予算内訳		(単位：千円)		
項目		補正前	補正額	補正後
<b>【事業費】</b>	10,500人×5万円	525,000	525,000	1,050,000
	消耗品費	100	50	150
	印刷製本費	200	—	200
<b>【事務費】</b>	郵便料金	1,000	400	1,400
	振込手数料	700	—	700
	システム開発委託料	3,000	—	3,000
	事務費（小計）	5,000	450	5,450
	合計	530,000	525,450	1,055,450

- (2) 歳入（国庫補助金を全額充当） 525,450千円  
子育て世帯への臨時特別給付金（事業費・事務費）補助金

## 6 支給スケジュール

- (1) 支給対象者2(1)(2)については、令和3年12月末までに児童手当の受給口座へ振込
- (2) 支給対象者2(3)(4)については、申請受付から概ね2週間に1回のペースで支給する。